令和5年度 消費者行政の概要

(令和4年度の取組結果)

岡山市消費生活センター

目次

Ι	消費	登生活	センターの概要	
	1	沿革		··· 2
	2	組織		··· 4
П	事業	镁概要	と事業実績(令和4年度)	
	1	消費	生活相談	6
	2	岡山	市消費者教育推進地域協議会	••• 11
	3	消費	者教育の推進	
		(1)	消費者教育担い手育成事業	
			ア 学校教員向け研修会	··· 12
			イ 公民館職員向け研修会	··· 12
			ウ 市民向け講習会	··· 13
		(2)	消費者安全確保地域協議会	··· 14
		(3)	消費者啓発事業	
			ア 消費者のつどい	··· 15
			イ エシカル消費講演会	··· 16
			ウ 消費生活出前講座	··· 17
			工 消費生活出前授業	··· 17
			オ メールマガジン・LINE等による情報発信	··· 18
			カ 集客イベントを活用した啓発	··· 19
	4	消費	者団体との連携	··· 20
	5	事業	者への指導	··· 21
	6	計量	検査事務	
		(1)	沿革	22
		(2)	特定計量器定期検査事業	··· 23
		(3)	立入検査事業	
			ア商品量目立入検査	··· 26
			イ 計量器の立入検査	··· 27
		(4)	試買検査	··· 28
		(5)	計量思想普及啓発事業	··· 29

I 消費生活センターの概要

- 1 沿革
- 2組織

1 沿革

S41. 5	企画部		企 画 課	消費者行政係
S42. 7	企画室		企 画 課	消費者行政係
S48. 4	企画局		企画調整課	消費者行政係
S49. 4	企画局		消費生活課	調査係 指導係
S51. 4	民政局	市民生活部	消費生活課	調査係 指導係
S59. 4	民政局	市民生活部	消費生活課	調査係 指導係 計量検査所
H 6. 4	総務局	生活文化部	生活文化課	管理係
	※職員による相談的	解決に着手(県セ	ンター等他機関紹介の	文化行政係 消費生活係 計量検査所 岡山市民会館 西大寺市民会館 福祉文化会館
H 9. 4	総務局	市民生活部	市民生活課	管理係
	※相談員を配置し	肖費生活相談の韓	斡旋・解決を開始。	計量検査所 計量検査所 岡山市民会館 西大寺市民会館 福祉文化会館
H11. 5	総務局	市民生活部	生活·交通安全課	市民生活係
	※市民生活課·交通	安全対策課の紹	た合。	計量検査所 交通安全対策係 自転車対策係 岡山市民会館 西大寺市民会館 福祉文化会館
H13. 4	市民局	市民協働部	生活安全課	生活安全係
	※平成13年12月左	からPIO-NETに	接続開始。	計量検査所 町名住居表示係 交通安全室 西大寺市民会館 福祉文化会館

※「部」の廃止。 計量検査所 町名住居表示係 交通安全室 ※消費生活相談業務が生活安全課から市民みんなの相談室に移管。 福祉文化会館 消費生活相談 1 市民みんなの相談室 H20. 4 生活安全課 生活安全係 市民局 計量検査所 町名住居表示係 交通安全室 ※消費生活相談業務が市民みんなの相談室から生活安全課に移管。 福祉文化会館 H21. 4 市民局 生活安全課 ※生活安全係と計量検査所を統合し消費生活センターを設置。 H27. 4 市民生活局 生活安全課 消費生活センター ※市民局が市民生活局と市民協働局に分割・再編。 H29. 4 市民生活局 生活安全課 消費生活センター 交通安全防犯室 墓地管理係 東山斎場 斎場整備推進室 H30. 4 市民生活局 市民生活部 生活安全課 消費生活センター 交通安全防犯室 墓地管理係 ※「部」の設置 場整備推進室 R4.4~ 市民生活局 市民生活部 生活安全課 消費生活センター

生活安全課

H18. 4

市民局

生活安全係

東山斎場

2 組 織

生活安全課(R4.4.1現在)

-東山斎場

課	長	1				
;;	肖費生	活センタ	一担当課長 1			
		消費生活	舌センター			
		所長	1(消費生活	センタ	一担当課長事務取扱)	
		消費的	生活担当係長	1		
		主査((再任用) 2 ※	(消費	者教育推進員	
		主任	1			
		主事	1			
		会計:	年度任用職員	7	(消費生活相談員	- ,
					(取引指導監視員	•
					(事務員	1)
-		交通安	全防犯室			
						
		- 墓地·孮	F場係			
		- 維持係				

Ⅱ 事業概要と実績

- 1 消費生活相談
- 2 岡山市消費者教育推進地域協議会
- 3 消費者教育の推進
- 4 消費者団体との連携
- 5 事業者への指導
- 6 計量検査事務

1 消費生活相談

市民が日常生活において遭遇する悪質商法、架空請求、多重債務等の契約上のトラブルについて相談を受け付けるため、相談窓口を設置し、専門の消費生活相談員が助言や専門機関の紹介など、トラブル解決に向けた支援を行っている。

①相談件数の推移

(単位:件)

年度	R2	R3	R4
件数	4,025	4,043	4,410

②契約当事者の年齢別相談件数

年度	R2	R3	R4		
年齢	NΔ	L2		構成比	対前年比
20歳未満	97	96	116	2.6%	120.8%
(うち18~19歳)	(44)	(38)	(61)	(52.6%)	(60.5%)
20歳代	309	332	328	7.4%	98.8%
30歳代	300	356	354	8.0%	99.4%
40歳代	490	452	430	9.8%	95.1%
50歳代	520	549	661	15.0%	120.4%
60歳代	598	578	661	15.0%	114.4%
70歳以上	1,275	1,210	1,322	30.0%	109.3%
不 明	436	470	538	12.2%	114.5%
計	4,025	4,043	4,410	100.0%	109.1%

③契約当事者の職業別相談件数

(単位:件)

年度	R2	R3		R4		
職業	114	113		構成比	対前年比	
給 与	1,423	1,468	1,581	35.9%	107.7%	
自営·自由業	145	145	142	3.2%	97.9%	
家事従事者	633	590	625	14.2%	105.9%	
学生	138	155	162	3.7%	104.5%	
無職	1,302	1,282	1,399	31.7%	109.1%	
団体	98	117	140	3.2%	119.7%	
その他・不明	286	286	361	8.2%	126.2%	
計	4,025	4,043	4,410	100.0%	109.1%	

④販売購入形態別相談件数

年度	R2	R3		R4	
区分	NΔ	N3		構成比	対前年比
店舗購入	630	670	795	18.0%	118.7%
訪問販売	196	219	181	4.1%	82.6%
通信販売	1,359	1,408	1,557	35.3%	110.6%
マルチ・マルチまがい取引	44	24	22	0.5%	91.7%
電話勧誘販売	244	311	285	6.5%	91.6%
ネガティブオプション	5	11	20	0.5%	181.8%
訪問購入	45	26	41	0.9%	157.7%
その他無店舗販売	19	26	20	0.5%	76.9%
不明·無関係	1,483	1,348	1,489	33.8%	110.5%
計	4,025	4,043	4,410	100.0%	109.1%

⑤相談状況(商品・役務別)件数

年度	R2	R3		R4			
区分	KΖ	K3		構成比	対前年比		
A 商品一般	518	456	512	11.6%	112.3%		
B 食料品	392	254	318	7.2%	125.2%		
C 住居品	141	181	163	3.7%	90.1%		
D 光熱水品	68	112	95	2.2%	84.8%		
E 被服品	181	208	233	5.3%	112.0%		
F 保健衛生品	368	290	445	10.1%	153.4%		
G 教養娯楽品	213	269	296	6.7%	110.0%		
H 車両・乗り物	68	79	106	2.4%	134.2%		
I 土地・建物・設備	82	104	103	2.3%	99.0%		
J 他の商品	2	3	8	0.2%	266.7%		
K クリーニング	7	11	10	0.2%	90.9%		
L レンタル・リース・貸借	214	227	239	5.4%	105.3%		
M 工事·建築·加工	92	108	124	2.8%	114.8%		
N 修理·補修	51	63	63	1.4%	100.0%		
O 管理·保管	5	10	10	0.2%	100.0%		
P 役務一般	19	61	40	0.9%	65.6%		
Q 金融·保険サービス	223	264	279	6.3%	105.7%		
R 運輸・通信サービス	678	350	322	7.3%	92.0%		
S 教育サービス	13	14	7	0.2%	50.0%		
T 教養・娯楽サービス※	77	310	340	7.7%	109.7%		
U 保健・福祉サービス	189	260	338	7.7%	130.0%		
V 他の役務	122	184	164	3.7%	89.1%		
W 内職・副業・ねずみ講	14	50	13	0.3%	26.0%		
X 他の行政サービス	104	38	35	0.8%	92.1%		
Ζ 他の相談	184	137	147	3.3%	107.3%		
計	4,025	4,043	4,410	100.0%	109.1%		

[※] R3における「T 教養・娯楽サービス」の相談件数の急増は、R2まで「R 運輸・通信サービス」に分類されていた「出会い系サイト」や「オンラインゲーム」に関する相談が、R3より「T 教養・娯楽サービス」に分類されたことが主な要因。

⑥相談状況(内容別)件数

年度	R2	R3		R4		
区分	NZ	NZ NS		構成比	対前年比	
安全·衛生	126	138	122	1.6%	88.4%	
品質・機能 役務品質	418	503	375	5.0%	74.6%	
法規·基準	85	83	48	0.6%	57.8%	
価格·料金	500	569	192	2.6%	33.7%	
計量·量目	2	2	4	0.1%	200.0%	
表示·広告	255	263	120	1.6%	45.6%	
販売方法	2,341	2,522	2,668	35.8%	105.8%	
契約·解約	2,871	2,997	3,499	46.9%	116.8%	
接客対応	502	461	376	5.0%	81.6%	
包装·容器	4	13	O	0.0%	0.0%	
施設·設備	2	4	2	0.0%	50.0%	
買物相談	12	9	18	0.2%	200.0%	
生活知識	27	11	12	0.2%	109.1%	
その他	42	27	25	0.3%	92.6%	
計	7,187	7,602	7,461	100.0%	98.1%	

^{*}⑥の合計値が①から⑤に記した合計値と異なるのは、1つの相談内容が複数の区分に該当する場合があるため。

⑦契約当事者 年代別商品·役務件数(上位5位) (単位:件)

順位	17歳以下	件数	18~19歳	件数	20歳代	件数	30歳代	件数
1	他の教養・娯楽	23	理美容	8	理美容	45	レンタル・ リース・貸借	34
2	健康食品	9	他の教養・娯楽	7	レンタル・リー ス・貸借	32	紳士·婦人洋服	18
3	娯楽等情報 配信サービス	7	商品一般	5	商品一般	18	商品一般	17
4	化粧品	3	レンタル・ リース・貸借	5	他の教養・娯楽	18	化粧品	17
5	商品一般	2	化粧品	3	他の金融関連 サービス	15	工事·建築·加工	15

順位	40歳代	件数	50歳代	件数	60歳代	件数	70歳以上	件数
1	化粧品	54	化粧品	97	商品一般	82	商品一般	214
2	レンタル・ リース・貸借	34	商品一般	62	化粧品	79	化粧品	105
3	商品一般	30	レンタル・ リース・貸借	51	他の保健・福祉	56	健康食品	74
4	紳士·婦人洋服	19	他の教養・娯楽	32	健康食品	24	移動通信 サービス	42
5	移動通信 サービス	16	健康食品	28	工事·建築·加工	24	相談その他	40

2 岡山市消費者教育推進地域協議会

設置目的	岡山市の消費者教育を総合的、体制的かつ効果的に推進するために、関係機関等の意見や見解を求める場として、消費者教育の推進に関する法(平成24年法律第61号)第20条第1項に基づき、平成29年7月1日に「岡山市消費者教育推進地域協議会」を市条例にて設置。
内 容	委員12名で構成され、以下の事務を所掌。 (1) 本市の区域における消費者教育の総合的,体系的かつ効果的な推進に関して協議会の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。 (2) 岡山市消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。 (3) 前2号に掲げるもののほか,消費者教育の推進に関し,市長が必要と認める事務。

回	開催月日	主な内容
1回	令和4年8月4日	(1) 令和3年度 消費生活相談の概要について(2) 令和3年度 岡山市消費生活センターの取組状況について(3) 第2次 岡山市消費者教育推進計画 骨子案について
2回	令和4年11月14日	(1)「第2次 岡山市消費者教育推進計画 素案」について (2)「今後のスケジュール」について
3回	令和5年2月9日	(1) 第2次岡山市消費者教育推進計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について【報告】 (2) 第2次岡山市消費者教育推進計画(案)について

3 消費者教育の推進

(1) 消費者教育担い手育成事業

趣旨等

消費者教育の効果的な推進及び連携強化を図り、社会の消費者力の向上につなげるため、 消費生活相談や消費者教育に必要な基礎知識を有し、学校の教職員や公民館の職員をは じめ、市民、事業者において、それぞれの場の特性に配慮した消費者教育の研修プログラム の構築や講師を担うことができ、将来、地域のつなぎ役として主体的に活躍できる人材の 育成を図る。

ア 学校教員向け研修会

1 目的 教職員も消費者市民社会の担い手として「かしこい消費者」になるための基礎知識習得し、

児童、生徒、若者における消費者トラブルの事例を通して知識と理解を深め、生徒指導とし

て、児童・生徒の消費者トラブル回避のための実践的指導力を養う。

2 実施日時 令和4年7月4日(月) ~令和4年12月21日(水)

3 実施会場 岡山市立小・中学校及び義務教育学校(オンデマンド配信による受講)

4 研修テーマ 『デジタル社会を生きていく子供たちを被害者・加害者にしないために』

5 参加者 岡山市立小・中学校教職員及び保護者(動画視聴回数 222回)

6 講師 一般社団法人ECネットワーク理事 原田 由里 氏

7 内容 オンデマンド配信により期間を指定し自由に視聴できる形態で実施。(各30分)

① ゲーム課金(ペアレンタルコントロール)

② ネットをきっかけにしたトラブル I (情報モラル)

③ ネットをきっかけにしたトラブル Ⅱ (ネットリテラシー)

イ 公民館職員向け研修会

1 目的 自身の消費者力の向上と、地域の中で消費生活に関する啓発や見守り役を担うため、地域 住民から寄せられるスマホや携帯、タブレットを介した契約トラブルの解決方法や対処方法

の相談に対応するために必要な基礎的知識と方法を身に付ける。

2 実施日時 令和5年2月14日(火) 14:00~15:00

3 実施会場 西川アイプラザ(北区幸町)

4 研修テーマ 『賢い消費者をめざして』~スマホや携帯を上手に使いこなそう~

5 参加者 公民館職員 31名

岡山市消費生活センター 主査 中吉 浩一郎 6 講師

7 内容

○ケータイを利用する際に守ってほしいルールやマナー(DVD視聴) ○スマホ・ケータイやインターネットにかかわるトラブルや事件・事故の事例(講義)

〇子どもたちが自らの判断でリスクを回避する能力(講義)

ウ 市民向け講習会(消費生活マイスター講座)

目 的 消費者教育の効果的な推進を図るため、市民を対象とした消費生活相談や消費者教育に必要な基礎知識を学ぶことができる講座を実施し、各地域におけるつなぎ役、見守り役となる消費者教育の担い手を育成する。

●基礎コース

1 実施日時 令和4年11月1日(火)・11月8日(火)・11月15日(火)・11月22日(火)

各13:00~16:30

2 実施会場 ハッシュタグ岡山(北区北長瀬表町二丁目)

3 講座内容 『消費者問題の歴史と現在の課題』 および講師 講師:弁護士 河田 英正 氏

『エシカル消費って何?~持続可能な社会をつくるお買い物~』

講師:NPO法人 環境市民 下村 委津子 氏

『消費者を守る法律の基礎知識』 講師:弁護士 宮井 啓 氏

『食の安全と表示の話~科学的根拠で考える~』

講師:一般社団法人FOOD COMMUNICATION COMPASS 森田 満樹 氏

『知って得する不動産売買取引』

講師:一般社団法人不動産適正取引推進機構 山本 正雄 氏 『身近なお金の話〜金融取引・資産運用・キャッシュレス決済〜』 講師:行政書士・ファイナンシャルプランナー 磯邊 崇 氏 『出前講座の組み立て方、消費生活相談を聴くときのポイント』

講師:岡山県消費生活センター 消費生活相談員 畠中 恵美子 氏

『支えあいで地域を守る〜安心して暮らせる社会へ〜』 講師:岡山市社会福祉協議会 支えあい推進員

『人に寄り添いくらしを守る~消費生活相談員の仕事について~』

講師:国民生活センター職員

4 参加者 会場参加23名 オンライン参加13名 計36名

5 備考 毎回、概ね2講座を実施し、最終日には、全講座受講した受講者32名に修了証書を授与し

た。

●レベルアップコース

1 実施日時 ②令和4年11月29日(火)・12月6日(火) 各13:00~16:00

2 実施会場 ハッシュタグ岡山(北区北長瀬表町二丁目)

3 講座内容 『注意すべき最新消費者トラブルと解決法~ネット通販から新型コロナウイルス関連まで~』 および講師 講師:弁護士 加藤 航平 氏

『消費者・事業者がともにつくる持続可能な社会~エシカル消費と消費者志向経営~』

講師:一般社団法人エシカル協会 堀田 三佳 氏

花王株式会社ESG部門ESG活動推進部 鹿木 亜矢 氏

『食品でひもとく機能性成分〜食事と健康のはなし〜』 講師:岡山大学学術研究院 教授 中村 宜督 氏 『支えあいで地域を守る〜安心して暮らせる社会へ〜』

講師:岡山市社会福祉協議会 支えあい推進員

『人に寄り添いくらしを守る~消費生活相談員の仕事について~』

講師:国民生活センター職員

『出前講座のポイント』

講師:岡山市消費生活センター職員

4 参加者 会場参加17名 オンライン参加4名 計21名

※令和3年度までのマイスター講座修了者対象

5 備考 最終日には、全講座受講した受講者21名に修了証書を授与した。

また、消費者・事業者がともにつくる持続可能な社会~エシカル消費と消費者志向経営~の 講座を市民・事業者向け消費者志向経営推進事業公開講座として実施。講座の最後に、受 講事業者と意見交換を行う予定だったが、時間の都合で後日、文書による意見交換を実施 した。

(2) 消費者安全確保地域協議会

経過と本市にお ける方針	本市では、市内の小学校単位(96カ所)を基本に地域の安全・安心を守る ために組織されている「安全・安心ネットワーク」を対象として、活発な見守 り活動が行われかつ地元理解が得られた学区から順次、規約改正により消 費者安全確保地域協議会(消費者見守りネットワーク)への移行を進めてい る。
協議会の構成員 の活動内容	ネットワーク構成員間(地域関係団体:小学校、町内会、PTA、民生委員・児 童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ等)で必要な情報交換を定期的に 行い、消費生活上特に配慮を要する消費者(高齢者、障害者等)に対し、見 守り活動等において接触を図りながら、状況に応じた働きかけを実施して いる。

設置済み学区 (団体名)	五城学区安全・安心ネットワーク	福渡学区安全・安心ネットワーク
規約改正時期	平成28年9月	令和4年4月
	・消費者被害防止のための高齢者の自宅訪問	・消費者被害防止のための出前講座実施
各団体における	・消費者被害防止のほか交通安	・消費生活遠隔相談の試験的実施
主な活動	全、防災、福祉、環境美化、健康づくりのための個別訪問、街頭指導や啓発等	・消費者被害防止のほか交通安全、防 災、福祉、環境美化、健康づくりのため の個別訪問、小学校と連携した街頭指 導や啓発等

(3)消費者啓発事業

趣旨等

消費者被害を未然に防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動することができるよう、講演会や出前講座、各種イベント実施のほか、インターネットを活用し、消費生活に必要な情報を幅広い世代に提供することにより、市民生活の安定と向上を図る。

ア 消費者のつどい

1 目的 5月の消費者月間(※)に合わせ、消費者、岡山市が一体となって、消費生活に関する講演会等を開催し、消費者問題に関する啓発・教育等を図る。

2 実施日時 令和4年5月27日(金) 13:00~15:00

3 実施会場 岡山県立興陽高等学校(南区藤田)

4 講演テーマ 『成年年齢引き下げでどう変わった? ~18歳から成年になるきみたちへ~』

5 参加者 岡山県立興陽高等学校 3年生 58名(家政科・被服デザイン科)

岡山市消費生活研究協議会 会員 5名 県内行政機関等 19名(オンライン参加)

6 講師 岡山県消費者教育コーディネーター 矢吹 香月 氏

日本貸金業協会 審議役 遠藤 清一 氏

7 内容 ・・「成年年齢引き下げ」の当事者となる高校3年生を対象として、契約トラブルに

逢わないための心得やクレジットカードの知識など、成年を迎えるにあたって必要

な知識を学んでもらった。

・講演の内容は、同校の別教室のほか、県内行政機関等にWEB会議システムを活

用してオンライン中継を行った。

8 備考 ※消費者月間

昭和43年5月30日に、消費者利益の擁護を図ることを目的として「消費者保護基本法(現消費者基本法)」が制定された。その後、昭和53年に同法制定10周年を記念し、毎年5月30日は「消費者の日」とされ、さらに昭和63年に同法制定20

周年を記念し、5月は「消費者月間」とされた。

イ エシカル講演会

1 目的 市民に環境や社会・人に配慮した「エシカル消費」について学ぶ機会を提供することで、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって影響を与

えることを意識する、賢い消費者を育成する。

2 実施日時 令和5年1月20日(金)13:30~15:00

3 実施会場 岡山市立操山公民館をメイン会場に、市内15公民館において、オンラインで講演

会を中継

(中継先公民館)

一宮公民館·吉備公民館·岡輝公民館·岡西公民館·高松公民館·御津公民館· 御南西公民館·富山公民館·東公民館·東山公民館·西大寺公民館·妹尾公民館・

灘崎公民館·藤田公民館

4 講演テーマ エシカル消費の視点から考えよう ~私たちのくらしとSDGs~

5 参加者 各公民館受講者合計数 141名

6 講師 柿野 成美 氏

法政大学大学院政策創造研究科 准教授

公益財団法人消費者教育支援センター 理事 首席主任研究

7 内容 〇「エシカル消費ってなんですか?」

○「なぜ、日本でエシカル消費が広まったのですか?

○買いたくても商品がない場合は? ○どうやって広めていったらいいの?

ウ 消費生活出前講座

1 内容 各地域の5人以上からなる団体やグループ等からの依頼に基づき、消費生活センター職員を講師として派遣し、悪質商法の手口や相談事例の紹介、ロールプレイング等の体験を交えながら被害に遭わないための心得等の説明を行う講座を実施。

2 実績

対象	実施回数	受講者数	主な講座内容
配慮を要する消費者 (高齢者等)	39	641	・消費生活センターの紹介
上記の支援者	5	775	・特殊詐欺や悪質商法の事例紹介と 対処法
計	44	1,416	・断り方の練習

工 消費生活出前授業

1 内容 小学生〜大学生等を対象として、消費生活センター相談窓口の周知及び消費者被 害防止のための出前授業や啓発資料の提供により、学校園における授業等を支 援。

2 実績

対象	実施回数	受講者数	主な授業内容
小学生	6	69	
中学生	2	18	
大学生	1	199	・「ぼくもわたしも消費者教室」 ・中高生のトラブル事例と対策法の 紹介
教職員	2	125	・民法改正に伴う成年年齢の引き下 ・
計	11	411	

(啓発資料提供)

対象	提供校数(のべ)	主な提供資料
中学校	7	
高等学校	3	リーフレット 「未来を変えるエシカル消費」 「成年(オトナ)になったらできること」
大学等	7	「社会への扉」
計	17	

オ メールマガジン・LINE等による消費生活情報の配信

- ●消費生活情報おかやま(令和4年4月~12月)
- 1 内容 メールマガジン・LINE、ホームページを活用し、悪質商法の被害やトラブルの予防に 役立つ相談事例、イベント情報など、消費生活全般に関する情報を広範な消費者に 配信。

2 主な配信の実績

トピックス	タイトル(内容)		
	・使っていないサブスクの解約忘れに注意しましょう		
	・点検中に屋根を壊された? 点検商法に注意		
	・フィッシングメールに注意		
	・本当にお得?注文確定の前に契約内容をしっかり確認(定期購入トラブル)		
 消費生活関連情報	・老人ホームなどの入居権を譲ってという電話は詐欺です		
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	・霊感商法・開運商法のトラブルについて		
	・排水管の高圧洗浄トラブルに注意		
	・令和3年7月6日以降、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!		
	・ネット広告のお試しに気を付けて!!(定期購入トラブル)		
	・電話で断ったのに、カニを送り付けられた!		
講座・イベント情報	・消費生活マイスター講座基礎コースの募集が始まりました!		
神座がハンド情報	・令和4年度岡山市エシカル講演会のご案内		
	・「令和3年度消費生活相談の概要」がまとまりました!		
その他	・パブリックコメントの募集について		
	・消費生活相談フォームを活用した消費生活相談を受け付けます(実証実験)		

●ピチピチ 🔔 消費生活だより(令和5年1月~)

1 内容 「消費生活情報おかやま」から名称を一新。より新鮮で身近な消費生活情報をお届けすることをテーマに毎月1回刊行。消費生活センターに寄せられた相談をもとに、オリジナルの事例とアドバイスを紹介する記事を、ホームページ、メールマガジン・LINEで配信。

2 配信実績

1月号	不用品買取のはずが、貴金属を強引に買い取られた!
2月号	還付金詐欺に気を付けて!
3月号	賃貸借トラブル防止のポイント!



カ 集客イベントを活用した啓発

1 目的・内容 消費生活センターの周知や消費生活に関する情報を幅広く啓発するため、地 元スポーツクラブのホームゲームイベントなど、幅広い年代の市民が集う集

客性の高いイベントに出展し、チラシ等他の啓発品と共にグッズの配布を行

う。

2 実績

●令和4年度ファジアーノ岡山「岡山市サンクスマッチ」における啓発活動

①実施日時 令和4年6月18日(土)16:00~19:00

←コラボエシカル コットンバッグ

- ②実施場所 シティライトスタジアム前広場
- ③啓発テーマ 成年年齢の引き下げとエシカル消費



・啓発チラシの配布(約400セット配布)

- ・岡山市消費生活センターのLINE、メルマガの登録呼びかけ (LINE、メルマガに登録した方へ、コラボエシカルコットンバッグをプレゼント)
- ・啓発パネル(成年年齢引き下げについて)の展示
- ●令和4年度岡山シーガルズ「岡山市民デー」における啓発活動
 - ①実施日時 令和4年11月26日(土)10:30~14:00
 - ②実施場所 ジップアリーナ岡山屋外広場
 - ③啓発テーマ エシカル消費



④ 啓発方法

- ・来場者にシーガルズコラボマスクケースを含む啓発資材の配布
- ・啓発パネル(エシカル消費)の展示
- ・岡山市消費生活センターのLINE、メルマガの登録呼びかけ

↓コラボマスクケース



4 消費者団体との連携

趣旨等

消費者意識の高揚と賢く行動する消費者としての各種実践活動を行っている団体との連携にて、消費生活に関する調査・研究、啓発活動等を行うことにより、地域における消費生活の安定と向上を図る。

連携団体名	岡山市消費生活研究協議会
実施事業	(1)消費生活に関する講習会・研修会及び見学会等の開催(2)消費生活に関する調査研究(3)物価問題に関する調査研究及び活動(4)省資源、省エネルギー等消費節約に関する事業(5)その他消費生活に関する必要な事業
	 ・消費生活センター認知度及び消費生活に関するアンケート調査の実施 ・ファジアーノ岡山「岡山市サンクスマッチ」における啓発活動 ・消費生活展の共催 ・消費生活センター主催講演会等への参加(消費者のつどい・エシカル講演会) ・ 岡西公民館で実施する「オンライン消費生活相談会(実証実験)」の周知活動
連携実績	「岡山市サンクスマッチ」における 啓発活動の様子

5 事業者への指導

主な立入調査の件数

業務名	調査事業者数		
大 初 1	R2	R3	R4
家庭用品品質表示の立入検査			
家庭用品品質表示法 【趣旨】事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要 請することにより、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入 の際に不測の損益を被ることからの保護を図る。	2	2	0
消費生活用製品の立入検査			
消費生活用製品安全法 【趣旨】PSCマークの有無等の調査を行うことにより、製品により起こりうる人身事故の発生を未然に防ぎ、消費者の安全と利益の保護を図る。	2	2	0
食品表示(品質表示部分)に関する指示等			
食品表示法 【趣旨】食品の品質表示に関してその適正を確保することにより、一般 消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保の保護を図る。	0	0	0
許可割賦販売業者等に関する立入検査等			
割賦販売法 【趣旨】割賦販売等に係る取引によって、購入者等が受けることのある 損害の防止等に必要な措置を講ずることにより、購入者等の利益の保 護を図る。	1	0	0
電気用品販売事業者等に対する立入検査等			
電気用品安全法 【趣旨】PSEマークの有無等、特定商品に適正な表示が付されているか どうかについて検査を行うことにより、電気用品による危険及び障害 の発生の防止を図る。	2	2	0
合 計	7	6	0

6 計量検査事務

(1)沿革

昭和 7年 4月	岡山市度量衡取締規則制定、市独自の計量取締をはじめる
昭和31年 3月	特定市に指定される
昭和37年12月	商工課計量係新設
昭和41年11月	商工課計量検査所を置く
昭和54年 8月	商工振興課計量検査所となる
昭和59年 4月	機構改革により、民生局市民生活部消費生活課計量検査所となる
平成 6年 4月	機構改革により、総務局生活文化部生活文化課計量検査所となる
平成 9年 4月	機構改革により、総務局市民生活部市民生活課計量検査所となる
平成11年 5月	機構改革により、総務局市民生活部生活・交通安全課計量検査所となる
平成13年 4月	機構改革により、市民局市民協働部生活安全課計量検査所となる
平成18年 4月	機構改革により、市民局生活安全課計量検査所となる
平成21年 4月	機構改革により、市民局生活安全課消費生活センターとなる
十成四十 4万	社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定
平成24年 4月	一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
平成27年 4月	機構改革により、市民生活局生活安全課消費生活センターとなる
十13,214 4万	一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
平成30年 4月	機構改革により、市民生活局市民生活部生活安全課消費生活センターとなる
十1次30十 4万	一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
令和 3年 4月	一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新

(2)特定計量器定期検査事業

趣旨等

計量法第19条の規定に基づき、取引・証明に使用されている計量器の精度等を2年に1回、 定期検査を実施している。

※岡山市における当該定期検査業務は指定定期検査機関(一般社団法人 岡山県計量協会) に業務委託している。

●事前調査

受検漏れのないよう新規対象事業者把握等に努め、検査の徹底

●公示と周知

定期検査実施1か月前までに実施の区域・対象となる特定計量器、期日、場所、指定定期検査機関の名称を公示→市広報紙"市民のひろばおかやま"に掲載→市HPに掲載

●その他

市域を二分し、隔年で検査を実施(令和4年度は主に市周辺部※2で検査を実施)

- *奇数年度は市中心部※1、偶数年度は市周辺部※2を対象に検査を実施
 - ※1 光南台、操南、東山、富山、操山、岡北、京山、岡山中央、竜操、高島、福南、福浜、芳泉、芳田御南、桑田、石井、岡輝(中学校区)
 - ※2 西大寺、旭東、上南、山南、瀬戸、上道、妹尾、興除、藤田、吉備、灘崎、福田、香和、中山 高松、足守、御津、建部(中学校区)

①機種別実績

	種類	型式能力	検査器数(器)	不合格数(器)	不合格率(%)
		100kg以下	771	4	0.5%
		250kg以下	471	1	0.2%
	電気式はかり	500kg以下	31	1	3.2%
		1t以下	4	0	0.0%
		2t以下	39	2	5.1%
	高精度電気式はかり (1/10,000未満)	100kg以下	104	0	0.0%
	等比皿手動はかり	100kg以下	2	0	0.0%
は	棒はかり	-	0	0	0.0%
10.		100kg以下	92	1	1.1%
か	スの処の	250kg以下	21	0	0.0%
IJ	その他の 手動はかり	500kg以下	1	0	0.0%
"		1t以下	4	0	0.0%
		2t以下	4	0	0.0%
	ばね式 指示はかり	直線指示	8	0	0.0%
		100kg以下	777	2	0.3%
		250kg以下	4	0	0.0%
		1t以下	1	0	0.0%
	手動指示併用はかり	100kg以下	16	0	0.0%
	その他の指示はかり	100㎏以下	1	0	0.0%
	はかり小		2,351	11	0.5%
お分	分銅		105	0	0.0%
	も銅 おもり		632 737	0	0.0%
<i>9</i> •	り・ 分銅・おもり小計			0	0.0%
	合計		3,088	11	0.4%

②受検方法別実績 (分銅・おもりを除く)

	検査日数(日)	検査戸数(戸)	検査器数(器)	不合格数(器)
集合検査	50	371	790	4
所在場所検査	32	55	831	5
巡回検査	33	184	507	1
持込検査	35	38	77	0
農家検査	27	99	146	1
合 計	(延べ) 177	747	2,351	11

③検査実績の推移

	旦大順の月間を	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
ħ	検査日数(日)	179	182	168	179	177
ħ	検査戸数(戸)	808	1,064	771	1,082	747
	電気式はかり	1,226	1,737	1,265	1,913	1,316
	高精度 電気式はかり	83	141	81	161	104
機 ■ 種	等比皿 手動はかり	3	8	2	7	2
	棒はかり	0	1	0	1	0
検	その他の 手動はかり	143	66	124	59	122
查	ばね式 指示はかり	929	784	864	753	790
器	手動指示併用 はかり	21	38	15	32	16
数	その他の 指示はかり	2	1	1	1	1
	はかり小計	2,342	2,750	2,352	2,927	2,351
	分銅・おもり	836	630	856	538	737
	合計	3,178	3,380	3,208	3,465	3,088

(参考)定期検査に代わる計量士による検査

①検査実績

代検査届出計量士	検査戸数	検査器数	不合格数	不合格率
32(15)人	102戸	524器	2器	0.38%

※()内の人数は、R4年度中に代検査を実施した旨届出のあった計量士の人数。
②機種別内訳

種類	能力	検査器数	不合格
	100kg以下	309	2
	250kg以下	23 17	0
	500kg以下	17	0
	1t以下	6	0
	2t以下	47	0
電気式はかり	5t以下	1	0
	10t以下	9	0
	20t以下	1	0
	30t以下	13	0
	40t以下	31	0
	50t以上	1	0
	100kg以下	4	0
	250kg以下	0	0
手動式はかり	500kg以下	0	0
士	1t以下	1	0
	2t以下	1	0
	5t以下	0	0
	100kg以下	54	0
	250kg以下	1	0
げかみだニゖかい	500kg以下	0	0
ばね式指示はかり	1t以下	0	0
	2t以下	0	0
	5t以下	0	0
	100kg以下	0	0
その他の指示はかり	250kg以下	0	0
ての他の指列はから	2t以下	1	0
	20t以下	0	0
	2t以下	0	0
・ 音叉振動式はかり	5t以下	0	0
日又派到スパッグ	30t以下	0	0
	40t以下	0	0
おもり		4	
はかり 計	2t以下	464	0 2 0 0 2
はから 車	2t超	56	0
おもり 計		4	0
総合計	計	524	2

(参考)適正計量管理事業所

岡山県知事指定(事業所数 143事業所)

(3)立入検査事業

ア 商品量目立入検査

計量法第12条に基づき、特定商品の特定物象量を法定計量単位により販売する場合、表 示量と実質量の差が政令で定める誤差(以下量目公差)内である必要があると定められ ている。

岡山市では例年、中元期(6~8月)と年末年始期(10~12月)にスーパー等に立ち入り、 特定商品が量目公差内で販売されているかどうかの商品量目立入検査を行っている。

●検査成績

趣旨等

検査店舗:15戸(適正:15 不適正:0)

検査個数:595個(過量:0 適正:593 量目不足:2)

●部門別検査実績

		検査個数	超過個数	正量個数	不足個数
食肉類	食肉	128	0(0.0%)	128(100%)	0(0.0%)
及闪块	食肉の加工品	_		_	_
魚介類	魚介類	99	0(0.0%)	99(100%)	0(0.0%)
無月 類	魚介類の加工品	_	_	_	_
野菜	野菜	215	0(0.0%)	214(99.5%)	1(0.5%)
封/米	野菜の加工品			—	—
農産物の漬物		_	_	_	_
果実	果実	_	_	_	_
木大	果実の加工品	—	—	_	_
	調理食品	_	_	_	_
調理食品	つくだに	—	—	_	_
	その他の調理食品	153	0(0.0%)	152(99.3%)	1(0.7%)
茶類				_	_
菓子類				_	_
精米及び精麦				_	_
穀類(豆類及び	が粉類)	_	_	_	_
穀類(豆類及て	が粉類)の加工品	_	_	_	_
めん類		_	_	_	_
調味料類				_	
その他	食品	_	_	_	_
特定商品	非食品				
非特定商品					
	合計	595	0(0.0%)	593(99.7%)	2(0.3%)

イ 計量器の立入検査

趣旨等

公正で安全な取引を担保するために事業所等に立ち入り、有効期間や封印等の確認を行うことで、適正な計量の実施の確保を図る。

(令和4年度実績)

質量計

<u> </u>		w	1 ^ 10 */-	不正器数			hn 000 //L 14/L	10 + - 2 * 4	/++ + ₄
	立人尸数	不良戸数	検査器数	定期検査	器差	その他	処直件数	検査日数	備考
計量器検査 (外観検査)	16	1	45	1		0	0	14	
台帳検査	0	0	0	0	0	0	0	0	

(4)試買検査

●商品量目試買検査

趣旨等

密封商品について試買検査を行うことで、当該特定商品を購入する者の利益の保護を 図る。

ア 検査成績

検査個数:210個(過量:0 適正:210 量目不足:0)

検査商品数:4種類

イ 部門別検査実績

		検査個数	超過個数	正量個数	不足個数
食肉類	食肉	_	_	_	_
及內块	食肉の加工品	_	—	_	_
魚介類	魚介類	_	_	_	_
出月块	魚介類の加工品	_	—	_	_
野菜	野菜	_	_	_	_
封'米	野菜の加工品	_	—	_	_
農産物の漬物		_	_	_	_
果実	果実	_	_	_	_
未夫	果実の加工品	_		_	
	調理食品	_	_	_	_
調理食品	つくだに	_		_	
	その他の調理食品	_	_	_	_
茶類		_	_	_	_
菓子類		210	0(0.0%)	210(100%)	0(0.0%)
精米及び精素	麦	_		_	_
穀類(豆類及	び粉類)	_	_	_	_
穀類(豆類及	び粉類)の加工品	_	_	_	_
めん類		_		_	_
調味料類		_	_	_	_
その他	食品	_	_	_	_
特定商品	非食品	_		_	_
非特定商品					
	合計	210	0(0.0%)	210(100%)	0(0.0%)

(5)計量思想の普及啓発

①計量記念日事業

趣旨等

11月の「計量強調月間」に合わせて、岡山市民デーを訪れた市民等を対象に計量制度の理解と計量意識の向上に向けた啓発を行った。

※令和2~4年度は出展予定であった「わくわく子どもまつり」が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となったことから、スポーツイベントでの共催事業として啓発を行った。

①実施日時 令和4年11月26日(土) 10:30~14:00

②実施場所 ジップアリーナ岡山屋外広場

③啓発テーマ 「暮らしと計量」

④啓発方法

ア 参加体験型コーナー

「すくってはかって何グラム!?」

200gになるようにスーパーボールをはかりにとってもらい、 計量の結果、一定の誤差範囲内であれば、啓発品を進呈。

イ パネル展示コーナー

はかりの正しい使い方や検査済証を紹介するパネルを展示





《すくってはかって、何g!?》

スーパーボール200g ぴったりですくってみよう!

誤差の範囲ですくうことができたら景品をプレゼント!

11月1日は計量記念日 岡山市消費生活センター

②『夏休みはかること教室』

趣旨等

小学生を対象として、日常生活に密接に関わる「はかること」に興味、関心を持ってもらえるよう、楽しみながら学ぶことができる講座を市内小学校図書館や公民館で実施。

●実施実績

象校	実施数	受講者数
小学校	2校	35名
公民館	8館	101名







令和5年度 岡山市の消費者行政概要

(令和4年度の取組結果)

岡山市消費生活センター

電話 086-803-1105 FAX 086-803-1724